

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：教育庁

機関名称	東京都特別支援教育就学支援委員会
機関種別	専門家会議
設置根拠法令等	東京都特別支援教育就学支援委員会設置要綱
設置年月日	1974-06-01
機関の目的・所掌内容	都における障害のある児童・生徒に対して、専門家の意見を聞くことにより適切な就学指導を行い適正な教育を保障するため設置する。
委員数	0 名 (うち、女性委員数 0 名) 全委員未選任
会議公開	一部非公開
会議非公開理由	都や区市町村における障害のある乳幼児・児童・生徒に関する個人のプライバシーに関する情報を取り扱うため
議事録公開	公開
議事録非公開理由	議事録に都や区市町村における障害のある乳幼児・児童・生徒に関する個人のプライバシーに関する情報が含まれている場合があり、そのまま公表するのは適切でないため
備考	
HPのURL	
問い合わせ先	教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課 電話番号：03-5320-6753